

小牧市自主防災会活動支援補助金交付要綱

〔平成26年3月31日
25小消総第1322号〕

(通則)

第1条 小牧市自主防災会活動支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、市費補助金等の予算執行に関する規則（昭和34年小牧市規則第3号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 補助金は、市内の自主的な防災活動を推進するため、自主防災会（地域の防災活動を行うため地域住民が自主的に組織した団体をいう。以下同じ。）が行う防災資機材等の整備、地区防災訓練等に対して、必要な資金を補助することにより、市民の防災意識の高揚及び普及を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となるもの（以下「補助対象者」という。）は、地区防災訓練その他地域の防災に資する活動を行う自主防災会とする。

(補助対象事業、補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表に掲げるものとする。ただし、小学校区単位で補助対象事業の地区防災訓練等を行った場合に限る。

- 2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及びその内容並びに補助限度額は、別表のとおりとする。
- 3 市は、予算の範囲内において、補助対象者に補助金を交付するものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする自主防災会（以下「申請団体」という。）は、市長が指定する期日までに小牧市自主防災会活動支援補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書・収支予算書（様式第2）
(2) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の申請については、同一の申請団体につき、一の年度につき1回に限る。

(交付決定の通知)

第6条 規則第7条に規定する補助金の交付決定の通知は、小牧市自主防災会活動支援補助金交付決定通知書（様式第3。以下「決定通知書」という。）による。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項に規定する申請の取下げをしようとするものは、決定通知書を受け取った日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

2 前項に定める期間内に申請の取下げがなかった場合は、申請団体には、補助事業を行う義務が発生するものとする。

(計画変更等)

第8条 補助事業者は、補助事業に係る経費の配分若しくは補助事業の内容を変更し、又は補助事業を廃止しようとするときは、速やかに小牧市自主防災会活動支援補助金事業計画変更等承認申請書（様式第4）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、防災資機材等の更新等による型式の変更その他の軽微な変更については、この限りでない。

2 規則第5条から第7条までの規定は、前項の申請があった場合に準用する。この場合において、第6条中「小牧市自主防災会活動支援補助金等交付決定通知書（様式第3）」とあるのは、「小牧市自主防災会活動支援補助金変更交付決定通知書（様式第5）」と読み替えるものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が終了したときは、小牧市自主防災会活動支援補助金実績報告書（様式第6）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第7）
- (2) 補助対象事業に係る領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(額の確定通知)

第10条 規則第13条に規定する補助金の額の確定の通知は、小牧市自主防災会活動支援補助金確定通知書（様式第8。以下「確定通知書」という。）による。

(補助金の交付)

第11条 補助事業者は、確定通知書を受け取った日から起算して20日

以内に小牧市自主防災会活動支援補助金交付請求書（様式第9。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、その最終請求日は、翌年度の4月30日とする。

- 2 補助金は、請求書を受け取った日から起算して30日以内に交付するものとする。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日から平成28年3月31日までの間は、第4条第1項ただし書の規定は、適用しない。
- 3 平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間において、小学校単位未満で地区防災訓練等を行った場合の補助限度額については、第4条第2項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間に応じ、それぞれ別表の補助限度額の欄に規定する額に次の表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	100分の75
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	100分の50
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	100分の25

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。